

建第1075号
令和7年（2025年）2月26日

各 位

熊本県土木部建築住宅局建築課長

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既に着手した盛土等の行為に係る届出
について（通知）

平素から、本県の建築行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

このことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、令和7年4月1日に県内
全域を規制区域に指定し、運用を開始する予定です。

これまでも説明会等により周知を図って参りましたが、同法において、「区域の指定の際
に、区域内において行われている宅地造成等及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事
の工事主は、その指定があった日から21日以内に、主務省令で定めるところにより、当
該工事について都道府県知事に届け出なければならない。」と規定されております。

そのため、今年度までに着手した盛土等の行為に該当する工事のうち、令和7年4月1
日以降も引き続き工事を継続する場合は、工事内容を届け出る必要があります。

つきましては、別添のとおり資料を送付いたしますので、貴管内の会員及び関係者の皆
様への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

参考) 熊本県ホームページ

・「盛土規制法」の運用について【トップページ】

URL: <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/171936.html>

・盛土規制法に関する手続き

URL: <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/208492.html>

※当ページに届出の概要、様式等掲載しております。

熊本県土木部建築住宅局建築課

盛土対策・宅地指導班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

電話 096-333-2542

メール kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp